

一般財団法人和歌山県教育互助会白浜保養施設客室備品に係る入札参加資格基準

令和8年7月3日

(備品の概要)

第1条 白浜保養施設客室備品の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 事業名： 和歌山県教育互助会白浜保養施設客室備品
- (2) 事業個所： 和歌山県西牟婁郡白浜町1997
一般財団法人和歌山県教育互助会白浜保養施設 湯処むろべ
- (3) 備品発注者： 和歌山市湊通丁北2丁目1番地2
公立学校共済組合和歌山宿泊所2階
一般財団法人和歌山県教育互助会
理事長 岡本邦敬
- (4) 備品の種類： 湯処むろべの客室22室の洗面台扉
湯処むろべの客室飾りボード
- (5) その他： ○改修工事と同時に備品の発注を依頼していること。
○期間中においても当該施設は営業中であること。
○当該事業は和歌山県の木造木質化支援事業補助金を予定していること。

(申請に必要な条件)

第2条 次の条件を満たさない場合には、この申請を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
ただし、同項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものについては、この限りでない。
- (2) 民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (3) 会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。
- (4) 和歌山県の区域内に本店又は支店その他の事業所を有する者であること。
- (5) 申請日現在において、1年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあつては、原則として、登記事項証明書により確認できること。
- (6) 営業を行うにつき、法令等の規定により必要な官公署の免許、登録、許可、認可等を受けている者又は必要な官公署への届出等を行っている者であること。
- (7) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 和歌山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員ではないが、暴力団と関係を有しながら、その組織の威力を背景として暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団等」という。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者

イ 不当と認められる目的を有して暴力団等が経営し、又は実質的に関与している者を利用している者

ウ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

エ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 下請契約、資材・原材料の購入契約、委託契約その他の契約に当たり、その契約の相手方が、アからエまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結している者

カ 国、地方公共団体その他の公共団体の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検若しくは起訴され、刑が確定した者(その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。)が経営し、又は経営に実質的に関与している者

(8) 入札参加資格申請書及び添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載をしなかった者

(登録に係る申請)

第 3 条 第 1 条に定める備品の一般競争入札に参加しようとする者は、当該入札に係る申請を備品発注者にし、資格認定を受けなければならない。

2 前項の申請は、別記第 3 に掲げる入札参加資格申請書(備品)(以下「申請書」という。)の様式を用いて、期日までに添付書類と併せて備品発注者に届出ること。

3 添付書類は、誓約書(別記第 4)及び登記事項証明書(申請の提出期日等)

第 4 条 申請書の期日は、令和 8 年 7 月 17 日(金) 17 時必着とする。

2 提出方法 郵送又は持参

3 提出及び問合せ先 一般財団法人和歌山県教育互助会白浜保養施設 湯処 むろべ
〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1 9 9 7
TEL 0739-42-3300

(資格の認定)

第 5 条 資格の認定は、一般財団法人和歌山県教育互助会内に組織する検討委員会で行うものとする。

(審査結果の通知)

第 6 条 審査の結果は、令和 8 年 7 月 24 日以降に郵送で通知する。

(苦情等の受付)

第7条 審査結果による苦情等の受付は、一切受け付けない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。